







クーリング・オフについて

クーリング・オフ制度は、一定期間内であれば、理由を問わず無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフが可能な取引内容 (下記に該当してもできない場合もあります)	クーリング・オフ期間※
訪問販売 店舗や営業所等以外の場所で購入した契約 	8日間
電話勧誘販売 事業所から電話で勧誘を受けて結んだ購入契約 	8日間
連鎖販売取引 他人を勧誘して販売組織に加入させると利益が得られるなどと言って、商品を買わせるなどする契約。マルチ商法ともいう 	20日間
特定継続的役務提供 5万円を超えるエステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスを一定期間継続して利用する契約 	8日間
業務提供誘引販売取引 事業者が提供・あっせんする仕事をすれば収入が得られると言って勧誘し、仕事に必要として商品を買わせるなどする契約 	20日間
訪問購入 店舗以外の場所で物品を事業者が消費者から買い取る契約 	8日間

※原則としてクーリング・オフについて記載のある契約書を渡された日が起算日になります。

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社〇〇 〇〇営業所
 担当者〇〇

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
 青森県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

ハガキ記載例

～クーリング・オフの手続き方法～

- 書面で通知します。
- ハガキに書く場合は両面コピーを取り、特定記録など記録の残る方法で送付します。
- クレジット契約をしている場合はクレジット会社へも通知します。

クーリング・オフしたいと思ったら、お近くの消費生活センターにすぐ相談！
消費者ホットライン ☎188

